

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 5 月 30 日

月 曜 日

第 4061 号

目 次

告 示

- | | |
|--------------------------------|---|
| ○土地改良区の定款変更の認可 | 1 |
| ○県営土地改良事業換地計画書の縦覧 | 2 |
| ○自衛官候補生の募集期間 | 3 |
| ○自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称 | |

公 告

- | | |
|-----------------|---|
| ○県営土地改良事業の工事の完了 | 4 |
| ○公共測量の実施 | |
| ○随意契約の相手方等の公示 | 5 |

告 示

富山県告示第264号

土地改良区の定款変更の認可について

新保用土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月 19 日認可した。

平成28年 5 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第265号

土地改良区の定款変更の認可について

大沢野土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月 19 日認可した。

平成28年 5 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第266号

土地改良区の定款変更の認可について

立山西部土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成28年 5 月19日認可した。

平成28年 5 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第267号

県営土地改良事業換地計画書の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、県営公害防除特別土地改良事業神通川流域第 3 次地区蔵島・中名換地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 5 月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年 6 月 1 日から

平成28年 6 月29日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この換地計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第89条の 2 第 4 項で準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の

審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第268号

自衛官候補生の募集期間について

平成28年度における自衛官候補生(男子)の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第118条の規定により告示する。

平成28年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

募集種目	募集期間
自衛官候補生(男子)	年間を通じて受付

富山県告示第269号

自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称について

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条及び第118条の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成28年5月30日

富山県知事 石 井 隆 一

募集種目	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生 (男子)	平成28年 6 月 19 日 (日)	陸上自衛隊 金沢駐屯地	石川県金沢市野田町 1-8

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成28年 5 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
東野尻東部	経営体育成基盤整備事業	平成27年 3 月 24 日
東般若西部	経営体育成基盤整備事業	平成27年12月 8 日

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、氷見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成28年 5 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

2 作業期間

平成28年 4 月 15 日から平成29年 3 月 31 日まで

3 作業地域

氷見市全域

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 13 条の規定により次のとおり公示する。

平成 28 年 5 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子計算機装置等及びソフトウェアの賃貸借及び保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 28 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,701,032 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第 11 条第 1 項第 2 号に掲げる場合に該当するため

平成28年 5 月 30 日印刷発行

発 行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話富山 076—444—3153番
